

個人情報を取り扱う請負契約の特記事項

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

- 2 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
但し、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を発注者に通知し、受託者の承諾を得なければならない。また、再受託者にもこの契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 3 受託者は、個人情報を発注者の指示する目的外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(返還)

- 4 受託者は、契約を終了したとき、また、発注者が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに発注者に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

- 5 受託者は、個人情報の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
発注者の許可を受けて複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

- 6 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

- 7 発注者は、個人情報の管理状況について随時に立ち入り検査または調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は請負業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故の報告)

- 8 受託者は、事故が生じたときは直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。